

令和3年第2回柳津町議会定例会会議録

第3日 令和3年6月11日（金曜日）

1. 出席議員は次のとおりである。

1 番 磯 目 泰 彦	6 番 松 村 亮	9 番 鈴 木 吉 信
2 番 新井田 順 一	7 番 田 崎 信 二	10 番 齋 藤 正 志
3 番 伊 藤 純	8 番 荒 明 正 一	11 番 伊 藤 昭 一
5 番 岩 渕 清 幸		

2. 欠席議員は次のとおりである。

な し

3. 地方自治法第121条の規定により出席を求められ、出席した者は次のとおりである。

町 長 小 林 功	建 設 課 長 横 井 伸 也
副 町 長 矢 部 良 一	みらい創生課長 田 崎 治
総 務 課 長 菊 地 淳 一	保 育 所 長 佐 藤 清 子
出 納 室 長 新井田 理 恵	教 育 長 神 田 順 一
町 民 課 長 杉 原 満	教 育 課 長 金 子 佳 弘
地域振興課長 鈴 木 秀 文	公 民 館 長 天 野 美 穂

4. 会議に職務のため出席した者の職氏名。

議会事務局長 橋 本 千 恵	主 査 木 須 良 行
----------------	-------------

5. 会議事件は次のとおりである。

日程第 1	報告第 1 号	総務文教常任委員会付託案件審査結果報告
日程第 2	議案第 53 号	専決処分の承認を求めることについて（専決第 5 号柳津町振興計画審議会条例の一部を改正する条例）
日程第 3	議案第 54 号	専決処分の承認を求めることについて（専決第 6 号職員の給与に関する条例の一部を改正する条例）

日程第 4	議案第 5 5 号	専決処分の承認を求めることについて（専決第 7 号柳津町税条例の一部を改正する条例）
日程第 5	議案第 5 6 号	専決処分の承認を求めることについて（専決第 8 号柳津町ひとり親家庭医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例）
日程第 6	議案第 5 7 号	専決処分の承認を求めることについて（専決第 9 号柳津町国民健康保険税条例の一部を改正する条例）
日程第 7	議案第 5 8 号	専決処分の承認を求めることについて（専決第 1 0 号柳津町介護保険条例の一部を改正する条例）
日程第 8	議案第 5 9 号	専決処分の承認を求めることについて（専決第 1 1 号令和 2 年度柳津町一般会計補正予算）
日程第 9	議案第 6 0 号	専決処分の承認を求めることについて（専決第 1 2 号令和 2 年度柳津町簡易水道事業特別会計補正予算）
日程第 1 0	議案第 6 1 号	職員の服務の宣誓に関する条例の一部を改正する条例
日程第 1 1	議案第 6 2 号	柳津町固定資産評価審査委員会条例の一部を改正する条例
日程第 1 2	議案第 6 3 号	柳津町手数料条例の一部を改正する条例
日程第 1 3	議案第 6 4 号	令和 3 年度柳津町一般会計補正予算
日程第 1 4	議案第 6 5 号	令和 3 年度柳津町国民健康保険特別会計補正予算
日程第 1 5	議案第 6 6 号	令和 3 年度柳津町介護保険特別会計補正予算
日程第 1 6	議案第 6 7 号	令和 3 年度柳津町下水道事業特別会計補正予算
日程第 1 7	議案第 6 8 号	令和 3 年度柳津町林業集落排水事業特別会計補正予算
日程第 1 8	議案第 6 9 号	固定資産評価審査委員会委員の選任について
日程第 1 9	議案第 7 0 号	塵芥収集車の購入について
日程第 2 0	議案第 7 1 号	除雪機械の購入について
日程第 2 1	議案第 7 2 号	スクールバスの購入について
日程第 2 2	報告第 2 号	令和 2 年度柳津町繰越明許費繰越計算書の報告について
日程第 2 3	議員提出議案第 2 号	東京電力福島第一原子力発電所における A L P S 処理水の海洋放出決定について正確な情報発信と慎重且つ柔軟な対応を求める意見書の提出について
日程第 2 4	議員提出議案第 3 号	森林環境譲与税の按分率の基準を見直すよう求める意

見書の提出について

追加日程第1 議案第73号 工事請負契約の締結について

追加日程第2 報告第3号 専決処分の報告について

追加日程第3 報告第4号 専決処分の報告について

追加日程第4 議員提出議案第4号 「国の『被災児童生徒就学支援等事業』の継続と、被災児童生徒の十分な就学支援を求める意見書」の提出を求める陳情について

◎開議の宣告

○議長

ただいまより本日の会議を開きます。（午前１０時００分）

本日の議事日程は、お手元にお配りのとおりであります。

これより議事に入ります。



◎議案の審議

○議長

日程第１、報告第１号「総務文教常任委員会付託案件審査結果報告」についてを議題といたします。

総務文教常任委員長の報告を求めます。

総務文教常任委員長、田崎信二君。

○総務文教常任委員会委員長（登壇）

おはようございます。

報告第１号 総務文教常任委員会付託案件審査結果報告

令和３年第２回柳津町議会定例会において本委員会に付託された陳情第２号について、令和３年６月１０日に教育長、教育課長の出席を求め委員会を開催し、慎重に審査いたしました。

その結果、下記のとおり全委員の一致した結論に達しましたので、報告いたします。

記

陳情第２号 「国の『被災児童生徒就学支援等事業』の継続と被災児童生徒の十分な就学支援を求める意見書提出を求める陳情について」は、陳情の趣旨を十分尊重し採択の上、議長名をもって関係各機関へ意見書を提出すべきものと決しました。

以上報告いたします。

令和３年６月１１日

柳津町議会総務文教常任委員会

委員長 田 崎 信 二

柳津町議会議長 伊 藤 昭 一 殿

以上です。

○議長

お諮りいたします。

ただいまの総務文教常任委員長の採択報告のとおり決することに賛成の方の挙手を求めます。

(賛成者挙手)

○議長

全員賛成と認めます。

よって、総務文教常任委員長の報告のとおり決定しました。

◇

◇

◇

日程第2、議案第53号「専決処分の承認を求めることについて」、日程第3、議案第54号「専決処分の承認を求めることについて」、日程第4、議案第55号「専決処分の承認を求めることについて」は、いずれも関連がありますので、一括上程し、議題としたいと思いますが、賛成の方の挙手を求めます。

(賛成者挙手)

○議長

賛成多数と認めます。

よって、議案第53号、議案第54号、議案第55号は一括上程し、議題といたします。

提案者に提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（登壇）

おはようございます。

議案第53号「専決処分の承認を求めることについて」提案理由を説明いたします。

本案は、今年度の組織改編に伴い、柳津町振興計画審議会条例の一部改正を専決処分したものであります。

次に、議案第54号「専決処分の承認を求めることについて」提案理由を説明いたします。

本案は、前議案と同様に今年度の組織改編に伴い、職員の給与に関する条例の一部改正を専決処分したものであります。

次に、議案第55号「専決処分の承認を求めることについて」提案理由を説明いたします。

本案は、地方税法等の一部改正に伴い、柳津町税条例の一部改正を専決処分したものであります。

なお、詳細につきましては、総務課長より説明させますので、よろしくご審議をお願いいたします。

○議長

補足説明を求めます。

総務課長。

○総務課長（登壇）

おはようございます。

それでは、議案第53号専決処分の承認を求めることについて補足してご説明申し上げます。

2ページをお開きください。

専決第5号柳津町振興計画審議会条例の一部を改正する条例であります。

第7条中「総務課」を「みらい創生課」に改めるとありますのは、みらい創生課の新設に伴い、振興計画審議会条例の中の事務を担当する課をこれまで総務課で行っていたものを機構改革に伴い、みらい創生課に変更するものであります。

なお、4月1日から新たな課として施行されたため、3月31日で専決させていただいたものであります。

次に、議案第54号専決処分の承認を求めることについて補足してご説明申し上げます。

4ページをお開きください。

専決第6号職員の給与に関する条例の一部を改正する条例であります。

別表第2中「班長」を「係長」に改めるとありますのは、組織の機構改革に合わせまして班体制から係体制に変更したことから、職員の給与に関する条例中の「班長」という文言を「係長」に改めたものであります。

なお、機構改革により4月1日から施行されたため、3月31日で専決させていただいたものであります。

次に、議案第55号専決処分の承認を求めることについて補足してご説明申し上げます。

6ページをお開きください。

専決第7号柳津町税条例の一部を改正する条例であります。

今回の一部改正につきましては、地方税法等の一部を改正する法律が令和3年4月1日から施行されたことに伴い、柳津町税条例の一部を改正し、3月31日で専決をさせていただいたものであります。

第1条としまして、第24条第2項の改正につきましては、個人町民税、均等割の非課税に関する規定中、控除計算の対象となる国外居住の扶養親族について取扱いを見直す改正となっております。

次に、第36条の3の2第4項の改正につきましては、従来、給与所得者の申告書類を磁気的方法により提出する場合に必要な税務署長の事前承認が不要となることに伴うものであります。

次に、第36条3の3第1項の改正につきましては、公的年金等を受給する者で控除計算の対象となる国外居住の扶養親族が存在する場合、その取扱いを見直す改正となっており、第4項では、従来、公的年金等受給者の申告書類を磁気的方法により提出する場合に必要な税務署長の事前承認が不要となることに伴う改正となっております。

次に、第53条の8及び第53条の9第3項及び第4項の改正につきましては、退職所得申告書の定義に係る規定の整備であり、税務署長の事前承認を要せず申告書類を磁気的方法により提出することができるようになるなどの改正に伴うものであります。

7ページをお願いいたします。

第81条の4の改正につきましては、軽自動車税環境性能割の税率に関する規定について、地方税法の参照部分に項が追加されたことにより読替規定を追加するものであります。

次に、附則第5条第1項の改正につきましては、個人町民税所得割の非課税に関する規定中、控除計算の対象となる国外居住の扶養親族について取扱いを見直す改正となっております。

次に、附則第6条の改正につきましては、個人町民税の令和4年分までと規定されておりました所得申告において、特定の医薬品購入費について、医療費控除の特例を受けることができる、いわゆるセルフメディケーション税制が令和9年度分まで延長されたことに伴い、改正するものであります。

附則第10条の2の改正につきましては、一定の要件を満たす場合に固定資産税の課税標準額の特例について定める条文のうち、参照先法令の改正による項ずれ等により改正となっているものであります。

8ページをお願いいたします。

附則第11条、附則第11条の2、附則第12条、附則第13条の改正につきましては、各地農地等の固定資産税課税時の負担調整措置として価格の下落修正を行う措置を令和5年度まで継続すること、及び新型コロナウイルス感染症の影響への対策として、負担調整の結果、税額が増加する土地については、令和3年度に限り前年度の税額に据え置く特別な措置を講じることに伴う改正となっております。

次に、附則第15条の改正につきましては、特別土地保有税の課税の特例について定める条

文について、期間が令和５年度までと延長されることに伴い、改正されるものであります。

９ページをお願いいたします。

附則第15条の２の改正につきましては、軽自動車税環境性能割の臨時的軽減措置について、令和元年10月１日から令和３年３月31日までの間に取得された要件を満たす軽自動車を対象でしたが、期間が令和３年12月31日まで延長されたことに伴い、改正するものであります。

次に、附則第15条の２の２の改正につきましては、地方税法の参照部分が改正されたことにより読替規定を追加するものであります。

次に、附則第16条の改正につきましては、軽自動車税種別割のグリーン化特例のうち50％軽減及び25％軽減の対象を営業用乗用車に限定した上で特例の期限を２年間延長すること、及び法改正による項ずれの対応として改正するものであります。

10ページをお願いいたします。

附則第16条の２第１項の改正につきましては、軽自動車税種別割の特例について定める条文であり、法改正による項ずれの対応として改正するものであります。

次に、附則第22条２項の改正につきましては、東日本大震災に係る固定資産税の特例についての条文であり、適用期間が令和８年度まで延長されたことに伴う改正であります。

次に、附則第26条の改正につきましては、新型コロナウイルス感染症対策として個人町民税の住宅借入金特別控除の控除期間が２年間延長されるなどの改正がなされたことに伴う改正となっております。

続きまして、第２条は、令和２年３月31日付で専決された税条例の一部を改正する条例の内容で、今回の地方税法改正により既に改正済みの条文に項ずれが生じたことから改正するものでございます。

附則といたしまして、第１条では各条文の施行日について記述を整理し、第２条から第４条につきましては、町民税及び固定資産税、軽自動車税に関しまして経過措置を定めたものであります。

以上で補足説明を終わります。よろしくをお願いいたします。

○議長

これより質疑を許します。

５番、岩渕清幸君。

○５番

１点だけ質問します。

専決第5号のほうで柳津町振興計画審議会の条例中、総務課をみらい創生課にするということでございます。みらい創生課が新設されて約2か月半ぐらい、みらい創生課の事務分掌というものがはっきり区分けできたんだろうと思います。それに伴って、各課の事務も減になったものがあるはずでございますが、参考のためにですが、その一覧表というものを提出することはできないのか、お伺いします。

○議長

答弁を求めます。

総務課長。

○総務課長

お答えいたします。

事務分担の一覧表ということでよろしいでしょうか。（「はい」の声あり）それは可能でございますので、後ほど配付のほうをしていきたいと思っております。

○議長

5番、岩渕清幸君。

○5番

了解です。

○議長

ほかにございませんか。

（「質疑なし」という声あり）

○議長

これで質疑を終わります。

お諮りいたします。

議案第53号、議案第54号、議案第55号「専決処分の承認を求めることについて」を原案のとおり承認することに賛成の方の挙手を求めます。

（賛成者挙手）

○議長

全員賛成と認めます。

よって、本案は原案のとおり承認することに決定いたしました。

◇

◇

◇

日程第5、議案第56号「専決処分の承認を求めることについて」、日程第6、議案第5

7号「専決処分の承認を求めることについて」、日程第7、議案第58号「専決処分の承認を求めることについて」は、いずれも関連がありますので、一括上程し、議題といたしたいと思いますが、賛成の方の挙手を求めます。

(賛成者挙手)

○議長

全員賛成と認めます。

よって、議案第56号、議案第57号、議案第58号は一括上程し、議題といたします。

提案者に提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（登壇）

議案第56号「専決処分の承認を求めることについて」提案理由を説明いたします。

本案は、福島県ひとり親家庭医療費助成事業補助金交付要綱の一部改正に伴い、柳津町ひとり親家庭医療費の助成に関する条例の一部改正を専決処分したものであります。

次に、議案第57号「専決処分の承認を求めることについて」提案理由を説明いたします。

本案は、新型コロナウイルス感染症の影響により収入が減少した被保険者等に係る国民健康保険税の減免規定について、柳津町国民健康保険税条例の一部を改正する必要性が生じたため、専決処分をしたものであります。

次に、議案第58号「専決処分の承認を求めることについて」提案理由を説明いたします。

本案は、新型コロナウイルス感染症の影響により収入が減少した被保険者等に係る介護保険料の減免規定について、柳津町介護保険条例の一部を改正する必要性が生じたため、専決処分をしたものであります。

なお、詳細につきましては、町民課長より説明させますので、よろしくご審議をお願いいたします。

○議長

補足説明を求めます。

町民課長。

○町民課長（登壇）

おはようございます。

それでは、私のほうから補足をしてご説明を申し上げます。

14ページ、議案第56号専決処分の承認を求めることについて補足してご説明いたします。

地方自治法第179条第1項の規定により別紙のとおり専決処分をしたので、同条第3項の規定によりこれを報告し、承認を求めるものであります。

15ページをお開きください。

専決第8号柳津町ひとり親家庭医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例につきましては、福島県ひとり親家庭医療費助成事業補助金交付要綱の一部改正に伴い、所要の改正をするものであります。

第2条につきましては、同条表中の児童の定義について、児童扶養手当法に準じ、「次の各号のいずれかに該当する者をいう。」及び第1号を削除し、第2号を「18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある者」に改正するものであります。

次に、第3条第3項につきましては、助成の対象外を定めており、第4号中の「政令第2条の4第2項及び第5項」を「政令第2条の4第2項及び第8項」に所要の改正をするものであります。

附則といたしまして、令和3年4月1日から施行するものであります。

続いて、16ページ、議案第57号専決処分の承認を求めることについて補足してご説明いたします。

地方自治法第179条第1項の規定により別紙のとおり専決処分をしたので、同条第3項の規定によりこれを報告し、承認を求めるものでございます。

17ページをお開きください。

専決第9号柳津町国民健康保険税条例の一部を改正する条例につきましては、新型コロナウイルス感染症の影響により主たる生計維持者の収入が減少した国民健康保険税の納税義務者について、減免期間を延長するため所要の改正をするものであります。

附則第13項につきましては、新型コロナウイルス感染症の影響による国民健康保険税の減免の特例を定めており、今回の改正では減免期間を令和3年度分まで延長するため、現行の「令和3年3月31日」から「令和4年3月31日」に改正するものであります。

附則としまして、令和3年4月1日から施行するものであります。

続きまして、18ページをお開きください。

議案第58号専決処分の承認を求めることについて補足してご説明いたします。

地方自治法第179条第1項の規定により別紙のとおり専決処分をしたので、同条第3項の規定によりこれを報告し、承認を求めるものでございます。

19ページをお開きください。

専決第10号柳津町介護保険条例の一部を改正する条例につきましては、新型コロナウイルス感染症の影響により収入が減少したことによる介護保険の第1号保険料の減免期間を延長するため、所要の改正をするものであります。

附則第11項につきましては、新型コロナウイルス感染症の影響による介護保険料の減免の特例を定めており、今回の改正では減免期間を令和3年度分まで延長するため、現行の「令和元年度分および令和2年度分」を「令和元年度分から令和3年度分」へ「令和3年3月31日」を「令和4年3月31日」に改正するものであります。

附則といたしまして、令和3年4月1日から施行するものであります。

以上になります。よろしくお願いします。

○議長

これより質疑を許します。

(「質疑なし」という声あり)

○議長

これで質疑を終わります。

お諮りいたします。

議案第56号、議案第57号、議案第58号「専決処分の承認を求めることについて」を原案のとおり承認することに賛成の方の挙手を求めます。

(賛成者挙手)

○議長

全員賛成と認めます。

よって、本案は原案のとおり承認することに決定いたしました。

◇

◇

◇

○議長

日程第8、議案第59号「専決処分の承認を求めることについて」、日程第9、議案第60号「専決処分の承認を求めることについて」は、いずれも関連がありますので、一括上程し、議題といたしたいと思いますが、賛成の方の挙手を求めます。

(賛成者挙手)

○議長

全員賛成と認めます。

よって、議案第59号、議案第60号は一括上程し、議題といたします。

提案者に提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（登壇）

議案第59号「専決処分の承認を求めることについて」提案理由を説明いたします。

本案は、令和2年度柳津町一般会計補正予算について、専決処分をしたものであります。

次に、議案第60号「専決処分の承認を求めることについて」提案理由を説明いたします。

本案は、令和2年度柳津町簡易水道事業特別会計補正予算について、専決処分をしたものであります。

なお、詳細につきましては、総務課長より説明させますので、よろしくご審議をお願いいたします。

○議長

補足説明を求めます。

総務課長。

○総務課長（登壇）

議案第59号専決処分の承認を求めることについて補足してご説明申し上げます。

21ページをお願いいたします。

専決第11号令和2年度柳津町一般会計補正予算であります。

第1条としまして、歳入歳出それぞれ4,361万4,000円を減額し、それぞれ49億9,537万1,000円とするものであります。

第2条では、繰越明許費の補正をさせていただいたところであります。

第3条では、地方債の補正をさせていただいたところでございます。

24ページをお願いいたします。

第2表 繰越明許費補正であります。

4款衛生費1項保健衛生費で新型コロナウイルスワクチン接種体制確保事業につきましては、令和2年度に補正予算を組み予算を計上したところでございますが、令和3年度に繰り越して事業を継続実施する必要があることから、事業費で2,276万円の繰越しをさせていただいたものであります。

次に、8款消防費1項消防費で消防設備管理事業であります。これにつきましては、安久津地区と牧沢地区における消火栓の修繕工事に係る分でありまして、新型コロナウイルス感染症の影響で資材の納入が遅れたことにより工期内での施工ができないということで、事

業費で343万7,000円の繰越しをさせていただいたものでございます。

25ページをお願いいたします。

第3表 地方債補正であります。

こちらについては、事業費の確定により起債の借入額について補正をさせていただいたところでございます。消防施設整備事業では90万円減額しまして1,490万円、急傾斜地崩壊対策事業では20万円減額しまして380万円、スクールバス整備事業では30万円減額しまして750万円、除雪機械整備事業では20万円減額して550万円、美術館施設改修事業では50万円減額しまして4,250万円、26ページをお願いいたします。緊急浚渫推進事業では80万円減額しまして350万円、合計で290万円減額しまして8億6,390万2,000円としたものでございます。

29ページをお願いいたします。

今回、専決をさせていただきました補正予算につきましては、令和元年度の決算審査におきまして予算現額と収入済額の乖離が見られるということで予算に反映するよう指摘がありましたので、補正をさせていただいたところでございます。

歳入でございます。

2款地方譲与税1目自動車重量譲与税で41万4,000円の減、同じく2款地方譲与税の森林環境譲与税で59万円の増、5款株式等譲渡所得割交付金1目株式等譲渡所得割交付金では27万1,000円の増、7款環境性能割交付金1目環境性能割交付金では66万1,000円の減、次のページの地方交付税、1目地方交付税については6,805万6,000円の増、10款の交通安全対策特別交付金1目交通安全対策特別交付金10万4,000円の増、これらにつきましては、交付金等の確定によるものでございます。

次に、17款繰入金1目財政調整基金繰入金では1億円の減でございます。こちらにつきましては、令和2年度の決算見込みを立てたところ、基金を取り崩さなくても賄える見込みということで全額落とさせていただいたものでございます。

子ども子育て基金繰入金につきましては500万円の減、こちらにつきましても、コロナ交付金を充当したことによりまして基金の取崩しを行わなくても済んだことによる減でございます。

土地開発基金繰入金については366万円の減でございます。こちらのほうは、土地取得特別会計の確定に伴う減額となっております。

次のページをお願いいたします。

20款町債でございますが、こちらのほうは、地方債の補正で説明したとおり、事業費の確

定によりそれぞれ減額をさせていただいたものであります。土木債で120万円の減、消防債で90万円の減、教育債で80万円の減、トータル290万円の減ということでございます。

次のページをお願いいたします。

歳出になります。

総務費の財政管理費では、365万2,000円の減でございます。こちらのほうは、事業費の確定により土地取得事業特別会計への繰出金の減でございます。

9目の後継者緊急対策費から次のページの道路維持費につきましては、地方債の確定により財源の補正をさせていただいたものでございます。

33ページの土木費の河川総務費20万円の減でございますが、こちらも急傾斜地崩壊対策事業負担金の確定によるものでございます。

次に、消防費の消防施設費で74万8,000円の減でございますが、こちらも事業費確定見込みによる減でございます。

次に、9款教育費の事務局費、それから次のページの西山小学校教育振興費については、財源補正となっております。

34ページの美術館管理費143万円の減につきましては、事業費の確定による減でございます。

予備費で3,754万8,000円を減額しております。

次に、35ページをお願いいたします。

議案第60号専決処分の承認を求めることについて補足してご説明申し上げます。

36ページをお願いいたします。

専決第12号令和2年度柳津町簡易水道事業特別会計補正予算であります。

第1条は繰越明許費の補正であります。

37ページをお願いいたします。

第1表 繰越明許費補正であります。

1款簡易水道事業費1項簡易水道事業費で維持修繕事業であります。補正前の金額が954万7,000円、補正後が1,096万6,000円、差引き141万9,000円の増であります。これにつきましては、柳津第一水源の防護柵修繕に係る工事につきまして、新型コロナウイルス感染症の影響により資材の納入が遅れたことにより、工期内での施工ができないということで繰越しをさせていただいたものでございます。

以上であります。よろしくお願いいたします。

○議長

これより質疑を許します。

(「質疑なし」という声あり)

○議長

これで質疑を終わります。

お諮りいたします。

議案第59号、議案第60号「専決処分の承認を求めることについて」を原案のとおり承認することに賛成の方の挙手を求めます。

(賛成者挙手)

○議長

全員賛成と認めます。

よって、本案は原案のとおり承認することに決定いたしました。

◇

◇

◇

○議長

日程第10、議案第61号「職員のサービスの宣誓に関する条例の一部を改正する条例」を議題といたします。

提案者に提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（登壇）

議案第61号「職員のサービスの宣誓に関する条例の一部を改正する条例」について提案理由を説明いたします。

本案は、行政手続における押印等の見直しに伴い、所要の改正をするものであります。

なお、詳細につきましては、総務課長より説明させますので、よろしくご審議をお願いいたします。

○議長

補足説明を求めます。

総務課長。

○総務課長（登壇）

議案第61号職員のサービスの宣誓に関する条例の一部を改正する条例につきまして補足してご説明申し上げます。

39ページをお願いいたします。

職員の服務の宣誓に関する条例の一部を改正する条例であります。

第2条中「捺印」及び別記様式中「印」を削るとありますのは、職員の服務の宣誓に関する政令の一部改正によりまして押印規定が削除されましたことから、職員の服務の宣誓に関する条例の第2条中に「署名捺印」とあるのを「捺印」を削除し「署名」のみとするものであります。また、宣誓書の様式中「印」とあるものを削除するものであります。

附則としまして、この条例は公布の日から施行するものであります。

よろしくお願いいたします。

○議長

これより質疑を許します。

(「質疑なし」という声あり)

○議長

これで質疑を終わります。

お諮りいたします。

議案第61号「職員の服務の宣誓に関する条例の一部を改正する条例」を原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

(賛成者挙手)

○議長

賛成多数と認めます。

よって、本案は原案のとおり可決いたしました。

◇

◇

◇

○議長

日程第11、議案第62号「柳津町固定資産評価審査委員会条例の一部を改正する条例」を議題といたします。

提案者に提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（登壇）

議案第62号「柳津町固定資産評価審査委員会条例の一部を改正する条例」について提案理由を説明いたします。

本案は、前議案と同様に行政手続における押印等の見直しに伴い、所要の改正をするもの

であります。

なお、詳細につきましては、総務課長より説明させていただきますので、よろしくご審議をお願いいたします。

○議長

補足説明を求めます。

総務課長。

○総務課長（登壇）

議案第62号柳津町固定資産評価審査委員会条例の一部を改正する条例につきまして補足してご説明申し上げます。

41ページをお願いいたします。

柳津町固定資産評価審査委員会条例の一部を改正する条例であります。

今回の改正につきましては、行政不服審査法施行令の改正により押印規定が削除されたことから、柳津町固定資産評価審査委員会条例の第4条第4項を削除し、条の繰上げをするとともに、第8条第5項中「記載し、提出者がこれに署名押印しなければならない」とあるのを「記載しなければならない」に改めるものであります。

附則としまして、この条例は公布の日から施行するものであります。

よろしくをお願いいたします。

○議長

これより質疑を許します。

（「質疑なし」という声あり）

○議長

これで質疑を終わります。

お諮りいたします。

議案第62号「柳津町固定資産評価審査委員会条例の一部を改正する条例」を原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

（賛成者挙手）

○議長

全員賛成と認めます。

よって、本案は原案のとおり可決いたしました。

◇

◇

◇

○議長

日程第12、議案第63号「柳津町手数料条例の一部を改正する条例」を議題といたします。

提案者に提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（登壇）

議案第63号「柳津町手数料条例の一部を改正する条例」について提案理由を説明いたします。

本案は、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の一部改正に伴い、所要の改正を行うものであります。

なお、詳細につきましては、町民課長より説明させますので、よろしくご審議をお願いいたします。

○議長

補足説明を求めます。

町民課長。

○町民課長（登壇）

それでは、議案第63号柳津町手数料条例の一部を改正する条例について補足してご説明いたします。

43ページをお開きください。

柳津町手数料条例の一部を改正する条例につきましては、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律において、個人番号通知カードの廃止と個人番号カードの発行主体を地方公共団体情報システム機構J-LISと明確化するとともに、再交付に関する手数料の徴収事務を市町村に委託できることを新たに規定するための一部改正に伴い、所要の改正をするものであります。

つきましては、本条例中、別表において通知カード再交付に関する規定が不要になり、個人番号カード再交付に関する規定につきましても、地方公共団体情報システム機構J-LISからの委託による徴収へ位置づけが変わり不要となるため、社会保障・税番号の項を削除するものでございます。

附則といたしまして、公布の日から施行し、個人番号カードに関する規定は、令和3年9月1日から施行するものであります。

以上になります。よろしくお願いいたします。

○議長

これより質疑を許します。

（「質疑なし」という声あり）

○議長

これで質疑を終わります。

お諮りいたします。

議案第 6 3 号「柳津町手数料条例の一部を改正する条例」を原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

（賛成者挙手）

○議長

賛成多数と認めます。

よって、本案は原案のとおり可決いたしました。

◇

◇

◇

○議長

日程第 1 3、議案第 6 4 号「令和 3 年度柳津町一般会計補正予算」

日程第 1 4、議案第 6 5 号「令和 3 年度柳津町国民健康保険特別会計補正予算」

日程第 1 5、議案第 6 6 号「令和 3 年度柳津町介護保険特別会計補正予算」

日程第 1 6、議案第 6 7 号「令和 3 年度柳津町下水道事業特別会計補正予算」

日程第 1 7、議案第 6 8 号「令和 3 年度柳津町林業集落排水事業特別会計補正予算」

については、いずれも関連がありますので、一括上程し、議題といたしたいと思いますが、賛成の方の挙手を求めます。

（賛成者挙手）

○議長

賛成多数と認めます。

よって、議案第 6 4 号、議案第 6 5 号、議案第 6 6 号、議案第 6 7 号、議案第 6 8 号は、一括上程し、議題といたします。

提案者に提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（登壇）

議案第 6 4 号「令和 3 年度柳津町一般会計補正予算」について提案理由を説明いたします。

本案は、人事異動等に伴う人件費及び国県補助金等の確定に伴う歳入歳出予算の補正であります。

次に、特別会計であります。

議案第 6 5 号「令和 3 年度柳津町国民健康保険特別会計補正予算」について提案理由を説明いたします。

本案は、事業勘定で人事異動等に伴う人件費及び国民健康保険税の減免等に係る歳入歳出予算の補正であります。また、施設勘定で人事異動等に伴う人件費等に係る歳入歳出予算の補正であります。

次に、議案第 6 6 号「令和 3 年度柳津町介護保険特別会計補正予算」について提案理由を説明いたします。

本案は、人事異動に伴う人件費及び介護保険料減免等に係る歳入歳出予算の補正であります。

次に、議案第 6 7 号「令和 3 年度柳津町下水道事業特別会計補正予算」について提案理由を説明いたします。

本案は、修繕費及び工事請負費に係る歳入歳出予算の補正であります。

次に、議案第 6 8 号「令和 3 年度柳津町林業集落排水事業特別会計補正予算」について提案理由を説明いたします。

本案は、汚水ます設置工事に係る歳入歳出予算の補正であります。

なお、詳細につきましては、総務課長より説明させますので、よろしくご審議をお願いいたします。

◇

◇

◇

○議長

補足説明の前に、ここで暫時休議します。

再開は11時といたします。（午前 1 0 時 5 1 分）

○議長

それでは、議事を再開いたします。（午前 1 1 時 0 0 分）

◇

◇

◇

○議長

議案第 6 5 号、議案第 6 6 号、議案第 6 7 号、議案第 6 8 号についての補足説明を求めま

す。

総務課長。

○総務課長（登壇）

それでは、議案第64号から議案第68号まで補足してご説明を申し上げます。

今回の補正予算につきましては、主に4月の人事異動に伴います人件費の補正と会計年度任用職員の確定に伴う報酬、共済費等の補正となっております。

1ページをお願いいたします。

議案第64号令和3年度柳津町一般会計補正予算であります。

第1条では、歳入歳出それぞれ2,832万3,000円を追加し、それぞれ39億8,832万3,000円とするものでございます。

第2条では、地方債の補正をお願いするものでございます。

5ページをお願いいたします。

第2表 地方債補正であります。

起債の目的の欄でございますが、下水道計画更新事業で220万円を減額しまして250万円とするものでございます。これにつきましては、国庫補助の内示があったということでその分減額をしております。

中山間地域総合整備事業につきましては、新規でございますが、610万円でございます。こちらのほうは、県営中山間地域総合整備事業の柳津中南部の県営事業負担金に係る分でございます。

次に、緊急浚渫推進事業につきましては、430万円プラスしまして760万円とするものでございます。こちらにつきましては、下藤川のしゅんせつ工事の計画につきまして当初、一般財源で見ていたものを起債を充てたものでございます。

8ページをお願いいたします。

歳入になります。

地方交付税の1目地方交付税で410万円の増でございます。こちらにつきましては、歳出のほうで出てきますが、観光費の中の農商工連携ブランディング事業に係る経費が特別交付税の措置、10分の10ということで計上させていただいたものでございます。

次に、分担金及び負担金2目農林水産業費分担金につきましては、216万6,000円の増でございます。こちらのほうは、中山間地域総合整備事業受益者分担金ということで、柳津中南部に係る分でございます。

次に、同じく分担金及び負担金の民生費負担金で1万8,000円の増でございますが、こちらのほうは、柳津保育所に他市町から一時的に保育所に入所する場合の負担金ということで計上させていただいたものでございます。

15款国庫支出金、民生費国庫補助金で317万2,000円の増であります。こちらも歳出のほうで出てきますが、低所得者の子育て世帯に対する支援ということでございます。

次のページをお願いいたします。

県支出金、農林水産業費県補助金で8万3,000円の減でございます。

まず、農業費補助金では36万2,000円の減でございます。中山間地域等直接支払補助金と農産振興事業補助金につきましては県の通知、また、交付決定によるものでございます。次の実り豊かなふくしまの産地整備事業補助金、それから、産地生産力強化総合対策事業補助金につきましては、内容の一部変更、名称変更によりまして事業の組替えを行ったものでございます。

林業費補助金で27万9,000円の増につきましては、ふくしま森林再生事業に係る県内報額の増によるものでございます。

次に、商工費県補助金でございますが、250万円の減でございます。こちらにつきましては、令和2年度の事業廃止に伴う減となっております。

次に、17款財産収入、財産貸付収入で75万円の減でございますが、こちらのほうは、やないづ温泉開発株式会社のほうから新型コロナウイルス感染症による町内旅館であったり温泉施設の救済ということで減免申請が出されておりますので、その分、減額をしております。

19款繰入金、財政調整基金繰入金で1,400万円の増であります。今回の補正予算で歳入歳出のバランスを見たときに財源が足りないということで、追加して財調を取り崩して繰入れをするものでございます。

10ページをお願いいたします。

町債、まず、土木債210万円の増でございますが、過疎対策事業債で220万円の減。こちらのほうは、国庫補助分で内示があったということで起債のほうを減額しております。緊急浚渫推進事業債では430万円の増ということで、こちらのほうは、下藤川のしゅんせつ工事の分の起債を見たということでございます。

次に、7目農林水産業債では610万円の増でございますが、こちらのほうは、県営中山間地域総合整備事業、柳津中南部に係る負担金について起債で見たものでございます。

11ページをお願いいたします。

歳出になります。

議会費の1目議会費で105万5,000円の増でございます。主なものとしましては、13節の使用料及び賃借料でございます。こちらにつきまして104万6,000円の増でございます。こちらにつきましては、これまで議会の研修、視察等について、町職員が運転等しておりましたが、万が一の事故等を受け、業者から借り上げるということで予算を計上させていただいたものでございます。備品購入費では78万5,000円の増ということで、こちらのほうは、後ほど企画費のほうでも出てきますが、今後のデジタル化を見据えまして議会、それから町執行部のほうでパソコン等を整備するものでございます。11台分になります。

次に、総務費の一般管理費で2,066万6,000円の減でございます。こちらのほうは、みらい創生課の新設に伴いまして職員に係る人件費を企画費のほうに持っていったことによる減ということでございます。

次のページをお願いいたします。

財政管理費で75万円の減でございますが、歳入のほうで申し上げました会津やないづ温泉開発株式会社のほうから減免申請が出たということで、積立金を減額するものでございます。

次に、企画費で3,360万6,000円の増でございますが、こちらのほうが、みらい創生課に係る職員の人件費を一般管理費等から企画費に持ってきたことによる増でございます。

13ページをお願いいたします。

7節の報償費、記念品で10万円、それから、12節の委託料の中の業務委託料の10万円の減ということで、プラマイゼロになっておりますが、こちらのほうは、ふるさと納税に係ります記念品代等について予算の組替えを行ったものでございます。

次に、11節役務費、システム設定手数料5万5,000円、それから、委託料のシステム・ソフト等保守管理委託料4万4,000円につきましては、今後のデジタル化を見据え、庁舎内のWi-Fi環境の整備に伴う軽費でございます。それから、操作研修委託料33万円につきましては、パソコン、タブレット等の操作研修に伴う軽費となっております。

使用料及び賃借料2万1,000円につきましては、ライセンス使用料ということでZoom等のライセンスの使用料となっております。

備品購入費で94万4,000円でございますが、先ほど議会費のほうでも申し上げましたように、13台分のパソコン等の購入経費となっております。

次に、支所及出張所費で6,000円の増でございますが、防火管理者講習会の手数料となっております。

諸費で39万2,000円の増であります、こちらのほうは、防犯灯の設置事業補助金ということで、3地区から追加要望がございましたので、その分を計上させていただいたものでございます。

14ページをお願いいたします。

総務費の徴税総務費で36万4,000円の増につきましては、人事異動による増となっております。

賦課徴収費5万9,000円の増につきましては、会計年度任用職員の確定による増でございます。

戸籍住民基本台帳費4,000円の減につきましては、職員の通勤手当の改正による減でございます。

15ページをお願いいたします。

選挙管理委員会費で143万2,000円の減でございますが、人事異動による減でございます。

統計調査費で9,000円の減につきましては、職員の通勤手当の改正による減でございます。

民生費、社会福祉総務費292万4,000円の減につきましては、人事異動による減と国保事業施設勘定への繰出金の減となっております。

16ページの老人福祉費238万8,000円の増につきましては、負担金補助及び交付金で46万円の増、こちらにつきましては、高齢者にやさしい住まいづくり助成金の見込み増によるものでございます。繰出金で192万8,000円、これは介護保険特別会計への繰出金となっております。

国民年金費で3,000円の減につきましては、職員の通勤手当の改正による減でございます。

次に、民生費、柳津保育所運営費で433万6,000円の増であります、人事異動及びフルタイムの会計年度任用職員に係る人件費の増でございます。

17ページをお願いいたします。

10節の需用費62万7,000円、修繕費でございますが、保育所の非常用動力設備エンジンポンプの修繕経費、それから、自動水栓の修繕費ということでございます。役務費については、防火管理者の講習手数料となっております。

西山保育所運営費で297万3,000円の増につきましては、人事異動による人件費の増でございます。

児童措置費317万2,000円でございますが、歳入のほうで出てきました低所得の子育て世帯に対する子育て世帯生活支援特別給付金に係る経費となっております。

18ページをお願いいたします。

衛生費、保健衛生総務費で404万7,000円の減でございますが、人事異動に伴います人件費の減と国保施設勘定への繰出金の減ということでございます。

19ページをお願いいたします。

農林水産業費の農業委員会費で3,000円の減につきましては、職員の通勤手当改正によるものでございます。

農業振興費151万円の減でございますが、主に人事異動による減によるものと負担金補助及び交付金では192万8,000円の増となっております。まず、経営所得安定対策推進事業事務費補助金につきましては、交付決定による減となっております。その下の実り豊かなふくしまの産地整備事業補助金、一番下の生産力強化総合対策事業補助金につきましては、事業の組替えによるものでございます。園芸作物・花き産地力向上支援事業補助金につきましては、当初見込み5人だったんですけれども、その後に7人から申請が上がったということで増額の補正をお願いするものでございます。

農地費474万6,000円の増でございますが、人事異動による減、それから、負担金の増ということでトータル増となっております。18節の負担金補助及び交付金750万円につきましては、県営中山間地域総合整備事業負担金ということで柳津中南部に係る負担金でございます。

中山間地域等直接支払事業費で2万6,000円の増につきましては、主に需用費で消耗品ということではありますが、事業費の内報額増に伴う補正となっております。

次に、林業振興費では81万9,000円の増ではありますが、人事異動に伴います人件費のほうでは減、委託料のほうではふくしま森林再生事業交付金の増ということでございます。

21ページをお願いいたします。

林道費54万2,000円の増でございますが、人事異動による増となっております。

次に、商工費、商工振興費で131万6,000円の増ではありますが、人事異動と補助金の増によるものでございます。負担金補助及び交付金で91万3,000円の増ではありますが、商工会ふるさと商品券換金手数料の補助金ということでもあります。コロナ禍で事業者が負担しております2%の換金手数料につきまして補助を行うものでございます。

観光費で495万9,000円の増ではありますが、人事異動による増となっております。次のページの修繕費60万5,000円の増でございますが、瑞光寺公園のベンチの修繕、それから、清柳苑の除雪機械の修繕となっております。委託料で90万円の増ではありますが、メディア事業業務委託料で320万円の減でございますが、これにつきましては事業の減となっております。

農商工連携ブランディング事業業務委託料で410万円の増でございますが、総務省の地域アドバイザー制度を活用しまして赤べこ伝説発祥の地をさらにPRしまして、農業者と商業者をつなぐための農産物の6次化製品の開発基盤の整備を行うものでございます。

次に、土木費の道路新設改良費で193万4,000円の減でございますが、人事異動に伴う減となっております。

23ページをお願いいたします。

同じ土木費の河川総務費につきましては、財源補正となっております。

下水道費で155万7,000円の減につきましては、下水道事業特別会計繰出金の減でございます。

次に、公営住宅管理費で263万9,000円の増であります。人事異動に伴う増となっております。

24ページをお願いいたします。

消防費、防災費で11万4,000円の増でございますが、こちらのほうは、4月の上旬、藤地区のほうで行方不明者が出まして、その際、消防団員が搜索活動を行った際の出動手当分になります。

教育費、事務局費で19万5,000円の減でございますが、人事異動による減となっております。

次のページをお願いいたします。

社会教育総務費で106万5,000円の減でございますが、職員の人事異動によるものと会計年度任用職員の確定によるものでございます。

文化財管理費で3万4,000円の増につきましては、銀山煙突の保存に向けまして文化庁の調査官の現地調査に係る旅費を計上させていただいたものでございます。

活性化施設管理費の6,000円につきましては、防火管理者の手数料となっております。

美術館管理費100万3,000円につきましては、人事異動による増となっております。次のページの役務費については、防火管理者の手数料となっております。

学校給食費で2万6,000円の減でございますが、人事異動に伴う減となっております。

27ページ、予備費で10万7,000円を減額させていただいたものであります。

35ページをお願いいたします。

議案第65号令和3年度柳津町国民健康保険特別会計補正予算であります。

第1条としまして、まず、事業勘定でございますが、465万7,000円を減額し、4億7,884

万3,000円とするものでございます。次に、施設勘定では、244万3,000円を追加し、それぞれ6,595万7,000円とするものでございます。

40ページをお願いいたします。

歳入になります。

国民健康保険税の一般被保険者国民健康保険税で100万円の減でございます。こちらにつきましては、新型コロナウイルス感染症の影響によりまして、国保税の減免見込みによる減額補正でございます。

次に、県支出金、保険給付費等交付金で95万5,000円の減でございますが、こちらのほうも、主に人事異動による人件費の減額分でマイナスとなっております。

次に、繰入金、一般会計繰入金で270万2,000円の減でございますが、こちらも人事異動により一般会計からの繰入金の減となっております。

次のページをお願いいたします。

歳出になります。

総務費、一般管理費で262万7,000円の減でございますが、人事異動による減となっております。

保険給付費、傷病手当金67万円の増であります。傷病手当金ということで、国保の被保険者がコロナの影響によりまして労務に服することができなかった場合に傷病手当金を支給するものでございます。

42ページをお願いいたします。

特定健康診査等事業費で15万円の減につきましては、備品購入費でございますが、既存のパソコン2台で間に合うということで、今回、備品購入費を減額させていただいたものでございます。

繰出金で235万円の減でございますが、こちらのほうは、へき地直診運営費補助金ということで繰出金の減となっております。

予備費で20万円の減額でございます。

51ページをお願いいたします。

国保の施設勘定になります。

歳入でございます。

繰入金、一般会計繰入金で10万2,000円の減につきましては、一般会計からの繰入金の減でございます。

特別会計繰入金で235万円の減でございますが、人事異動、職員の退職による繰入金の減となっております。

諸収入の雑入で9,000円の増でございますが、こちらのほうは、会計年度任用職員の雇用保険料の負担金の増でございます。

52ページをお願いいたします。

歳出になります。

総務費の一般管理費で444万3,000円の減でございます。こちらのほうは、職員の人事異動及び退職による減、それから、会計年度任用職員のフルタイム職員増によるものでございます。需用費の7万9,000円については、修繕費でございます。こちらのほうは、国道252号線から診療所に入るところにあります診療所の看板の修繕代でございます。役務費6,000円につきましては、防火管理者の講習手数料となっております。

予備費で200万円の増ということでございます。

60ページをお願いいたします。

議案第66号令和3年度柳津町介護保険特別会計補正予算であります。

第1条では、歳入歳出それぞれ188万7,000円を追加し、それぞれ5億9,328万7,000円とするものでございます。

65ページをお願いいたします。

歳入になります。

保険料、第1号被保険者保険料で50万円の減でございますが、新型コロナウイルス感染症の影響によりまして、収入が減少したことなどによる介護保険料の減免見込みによる減額補正となっております。

次に、国庫支出金、災害臨時特例補助金で30万円の増であります。介護保険料減免分に係る補助金でございます。

特別調整交付金で15万9,000円の増であります。こちらも介護保険料減額分に係ります交付金の増でございます。

繰入金、その他一般会計繰入金で192万8,000円の増であります。人事異動による人件費の増に伴う繰入金の増となっております。

次のページをお願いいたします。

歳出になります。

総務費、一般管理費で192万8,000円の増であります。人事異動によります人件費の増で

ございます。

予備費で4万1,000円を減額しております。

72ページをお願いいたします。

議案第67号令和3年度柳津町下水道事業特別会計補正予算であります。

第1条では、歳入歳出それぞれ148万3,000円を追加し、それぞれ8,798万3,000円とするものでございます。

第2条では、地方債の補正をお願いするものでございます。

75ページをお願いいたします。

第2表 地方債の補正であります。

下水道計画更新事業で230万円減額しまして250万円とするものでございます。こちらのほうは、国庫補助の内示により借入額を減額するものでございます。

78ページをお願いいたします。

歳入になります。

繰入金、一般会計繰入金で155万7,000円の減でございますが、主に起債借入額の減に伴う一般会計からの繰入れの減額補正となっております。

町債、下水道事業債で230万円の減でございますが、国庫補助金の内示によりまして起債借入額を減額しております。

次に、国庫支出金、社会資本整備総合交付金で525万円の増であります。交付金の内示があったということで予算を計上させていただいたものでございます。

県支出金、下水道費県補助金9万円の増でございますが、こちらのほうも県補助金の内示による増ということでございます。

79ページに移りまして、歳出になります。

総務費、施設管理費で148万3,000円の増であります。主なものとしましては、需用費98万4,000円の増でございますが、マンホールの修繕工事に係る経費でございまして、工事に要する日数がかからない工法に変更したいということで、増額の補正をお願いするものでございます。それと柳津浄化センターのコントロールユニットの修繕経費ということでございます。工事請負費で50万円ということでございますが、当初予算でも予算を取っていましたが、労務費の単価の上昇ということで増額の補正をお願いするものでございます。

下水道整備費、特定環境保全公共下水道整備事業費については、財源補正となっております。

81ページをお願いいたします。

議案第68号令和3年度柳津町林業集落排水事業特別会計補正予算であります。

第1条としまして、歳入歳出それぞれ80万円を追加し、それぞれ410万円とするものであります。

86ページをお願いいたします。

歳入になります。

繰入金、一般会計繰入金で80万円の増であります。下水道接続工事に係る工事費分の繰入れとなっております。

87ページをお願いいたします。

歳出になります。

総務費、施設管理費で80万円の増であります。工事請負費で80万円ということでございます。久保田地区のほうで新たに1件、下水道接続工事となりまして、汚水ますを設置されていないということで新たに汚水ますを設置するものでございます。

以上であります。よろしくお願いいたします。

○議長

これより質疑を許します。

5番、岩淵清幸君。

○5番

それでは、1点だけ質問させていただきます。

収入で9ページ、繰入金、基金繰入金ですが、先ほど承認した2年度の補正予算で基金繰入金が1,000万円、崩さなくてよくなったというようなことで承認はしております。ですが、今回、当初予算にさらに追加して、1,400万円を追加して2億2,400万円を取り崩したいというようなことになっておりますが、予定どおり取り崩したとして、今年度の財政調整積立金の残額は幾らになる予定ですか。

○議長

答弁を求めます。

総務課長。

○総務課長

お答えします。

手元に資料がありませんのではっきりとは分かりませんが、今のところ、7億7,000万円ほ

どだったと思うんですけども、正確にはまた後でご報告していきたいと思います。

○議長

5 番、岩渕清幸君。

○5 番

出納室長が計算しているようでございますので、それを待ってもいいんですが。結局、そうすると、大体5億ちょっとぐらいということだと思うんですが、この額は、果たして近隣町村と比してどうなのかと。柳津は豊かだと一時言われていた時代があったんですが、この5億数千万円の財調というのは、県内でも私は低いのではないかというふうに捉えております。この辺についての考え方をお聞きします。

○議長

総務課長。

○総務課長

財調の基金につきましては、議員おただしのとおり、県内の状況を見てみますと、やはり市町村では低いほうになっております。ただ、全体の基金、そのほかの基金も含めると、それほど低いほうのランキングではないというふうになっておりますので、ご了解いただければと思います。

○議長

5 番、岩渕清幸君。

○5 番

財政調整積立金というのは、ある意味では自由に使えるお金だと。町で自由に使えるお金だということで、なかなか、例えば、コロナも含めまして、災害等になったときに使い勝手がいいというふうに捉えております。それにしても、だんだん減っていくというのはちょっと、残すことがいい、正しいというわけではありませんが、減っていくのはちょっと不安もあるわけです。それで、町にはこれから一層、一般財源からの支出をなるべく軽減し、なるべく有利な交付金等を利用した事業をやっていただかねばなりません。そういう有利なチャンスを取り逃がすことなく、今後もそういうアンテナを張りながら、一旦内示いただいたようなものを返すようなことがないような、しっかりした行政を望みますので、よろしくお願いします。返答は結構です。

○議長

ほかにございませんか。

6 番、松村 亮君。

○ 6 番

私からは 2 点であります。

13 ページの 12 節委託料、操作研修委託料 33 万円、今回の補正予算の中でパソコン等の購入が見込まれていると。それに関わる部分であると認識をしているんですけども、これは、具体的にアドバイザーか何かを呼んで、何か使い方の指導をされるのかどうかというところを伺いたいのが 1 点目です。

2 点目ですが、21 ページ、商工費の 18 節商工会ふるさと商品券換金手数料 91 万円、これに関しては、現在の状況を勘案して大変大事な措置であるというふうに思っている反面、これから先の線引きというところに対して、これが恒常的になってしまうと根幹が揺らいでくる部分も危惧されるのかなと思っておりますので、ここについての商工会との現段階での話とか、今後の考え方について伺いたいと思います。

以上です。

○議長

まず、13 ページ、パソコン関係について、総務課長。

失礼しました。この件は、みらい創生課でございますので、みらい創生課長に答弁を求めます。

みらい創生課課長。

○みらい創生課長

それでは、お答えいたします。

松村議員、お察しのとおり、今回の委託料の中には、いわゆる操作研修ということも含まれつつ、アドバイザーということも想定しております。今現在、日本でデジタル化の潮流の中で、デジタル人材が非常に枯渇しております。早い段階で我が町としてもこういった有能、有望なデジタル人材の皆さんとつながっていく必要があるかと考えております。

以上です。

○議長

続いて、地域振興課長。

○地域振興課長

それでは、6 番議員にお答えいたします。

21 ページ、商工会ふるさと商品券換金手数料補助金でございますが、あくまでもこの補助

金につきましては、今現在、コロナ禍で商工業者が大変つらいところでありますので、そういった中での今年度限りという形で、全部やったとしても3月までということで商工会とも話をしております。継続的に数年やるということではなくて、今現在としては3月までという形でお話はしております。

以上でございます。

○議長

6番、松村 亮君。

○6番

まず、商品券の件に関しては、今ほどのご回答で了解しました。

操作研修委託料、これに関してですが、これは要望なんですけれども、今回、町のお金を使いましてデジタル化推進に伴って機材を議会、そして執行部、購入していただくということだと思うんですが、何を買ったとかそれが幾らというのももちろん大事なんです、これを使って何をやっていきたいかというところの町の計画が非常に重要になってきますし、それを町民に言っていくと。正当性を理解していただくというようなことが必要だと思いますので、くれぐれも宝の持ち腐れにならないように、機材と、そして、今後やっていく計画というのがしっかりリンクするようにお願いを申し上げまして、終わらせていただきたいと思います。

以上です。

○議長

ただいまの要望の件については、執行部のほうでしっかりと受け止めてくれるように求めています。

ほかにございませんか。

1番、磯目泰彦君。

○1番

それでは、2点についてお聞きしたいと思います。

今ほどの同僚議員2名の方の内容に重複する部分もございますけれども、まず、第1点目は16ページ、3款民生費2目老人福祉費の負担金補助及び交付金ということで46万円、これは、高齢者にやさしい住まいづくり助成金ということで、増額ということで説明をお聞きしました。これにつきましては、私も令和3年度の予算委員会の中で質問した記憶がございますが、令和2年度の当初予算では180万円、令和3年度は半減の90万円の予算を取っていた

わけでございます。当時、町民課の答弁としましては、実績ベースでこの枠にしましたというような説明でありましたけれども、これは、財源が今回、国県等々がなくて一般財源からの対応ということも含めまして、今後、この執行、どのような考えで対応していくのか。財源措置ということも含めて、町民課のほうでお聞きしたいなというふうに思います。

2点目が、ページで言いますと、つながっていますけれども11ページと12ページ、ともにパソコンについてなんですが、議会費で78万5,000円のパソコン、企画費、備品購入費で94万4,000円ということでともにタブレットということでお聞きしております。これも、先ほどの同僚議員の話ではないですが、いずれも一般財源から捻出されているというようなことであります。議会費においては多少、理解できる部分もあるんですが、企画費中に備品購入費ということで94万4,000円というのは、今後、みらい創生課がDXを推進するに当たっては、当初予算にDX推進事業費として150万円、さらに、コロナ臨時交付金としてはテレワーク等々の機械購入費で522万円等の動きもあります。

そこで、今回の企画費の機器購入で一般財源としたその理由をお聞きしたいというふうに思いますので、この2点についてお聞きします。

○議長

答弁を求めます。

町民課長。

○町民課長

それでは、老人福祉費の高齢者にやさしい住まいづくり助成金について答弁をさせていただきます。

こちらにつきましては、予算委員会で磯目議員からも同じような質問をいただきまして、そのとき令和3年度当初予算では過去の実績額を参考として計上したという答弁をさせていただいたところでございます。

そうした中で、今回、6月の補正ということになったわけでございますが、この部分につきまして事業の実施に当たりましては、地域包括支援センター、関係機関、こういったところと情報の共有を図りながら、また、町民の方に周知をしながら進めてきたところであり、今現在もそういった形で進めているような状況ではございます。そうしたことから、今後、事業の周知を図り、さらには、実績状況、高齢化率、高齢者の今、取り巻いている状況であったり、個々の高齢者の状況を関係機関、包括支援センターなり保健指導のほうも、そういった中で事細かく情報の共有を図りながら、今後、予算の要求というところで進めていき

いと、そのように考えてございます。

また、財源という部分におきましても、同じく3月の予算委員会の中でご説明をさせていただいたところではございますが、今後、当年度につきましては、追加要望が、県と協議を行っておりまして、そういった予算の枠がある場合は、県のほうに追加要望ということで要望をしていきたいと考えてございます。また、次年度につきましては、今、次年度の要望の時期というようなところもございましたので、こちらも要望を併せて進めていきたいと考えておりますので、ご理解をよろしくをお願いしたいと思います。

以上です。

○議長

続いて、答弁。

みらい創生課長。

○みらい創生課長

それでは、お答えいたします。

まず、タブレットをなぜ導入するかという点でございます。今回、一連の予算計上させていただきました内容につきましては、我が町におきましてデジタル化の推進に当たりましての実証実験と位置づけてございます。今回、議会費のほうにも計上させていただいておりますように、今回、議会の皆様とどのような情報、あるいは、データ、資料の共有ができるのか。あるいは、その際の課題を整理し、今後の本格的なデジタル化に向けた準備を進めていくことを念頭に置いております。

具体的には、タブレット使用に当たってのサイズやインターフェースと呼ばれるような使い勝手の確認、あるいは、タブレットを使った会議、情報の共有、使用するアプリやツールの比較検証、そして、議会の皆様、職員側も含めました講習会ということの中で、同一のタブレットを導入するという考えでございます。

次に、財源のご指摘でございます。議員おただしのとおり、やはり町単独以外に財源を確保したいということは、やはり健全なる行政運営の中で常に求められるべき姿勢だと考えております。同様に、速やかに施策や打ち手を繰り出すための準備を進めていくことも、行政として求められる姿勢であると認識しております。先行してタブレットとかデジタル関連の施策計上をしている先行する自治体におきましては、コロナの対策交付金、あるいは、地方創生交付金を充てているところがほとんどでございます。我が町におきましても、新たな計画が求められる来年度からの地方創生交付金では、これらも視野に入れながら計画に組み入

れ、財源の確保に努めてまいりたいと考えております。

以上です。

○議長

1 番、磯目泰彦君。

○1 番

それでは、まず町民課のほうから再度質問させていただきます。質問といいますか、要望ということにはなと思います。これは、正直言いますと、本当に3月の予算から3か月を待たずにしての補正予算ということで、非常に予算の甘さがあつたのではないのかなというふうに私は一抹の不安を持っているわけです。一生懸命頑張って増えるのはいいんですよ。これはいいんですけども、やはり課長として予算を組むということについては、やはりもう少ししっかりと、前年度ベースだからということじゃなくて、やはりそこら辺もしっかりと予算措置をしながら財政も見るということで、これはお願いということになると思います。来年度に向けてぜひとも補助金獲得、早期に行動していただいて、高齢者に優しい柳津町づくりに努めていただきたいというふうに思っております。町民課のほうは以上で終わります。

みらい創生課につきまして、今ほど課長から説明をいただきましたけれども、私は、なぜ一般財源からこれを買うんだということを聞いたんですが、その使用目的等々はお聞きはしていなかったんですが。速やかにということで、一般財源ということで答弁かと思います。私もちょっと調べたんですが、今現在、国のほうでも、これは総務省なんです、DX推進の予算づけというのが非常に活発になっております。例えば、総務省の中でも補助、ちょっと調べたんですが、いろいろと出てくるんですが、地域社会のデジタル化として2,000億円、これは全国ですね。そのうち市町村配分1,200億円かな、これが交付税措置ということになっております。まして地方公共団体のDX推進ということでその方向性を示すというのが、本年度の夏以降に国では示されるというようなことも載っております。

私は、今、急いで急務に一般財源に頼って機器購入をするということが、本当に妥当なのかどうなのか。私は、そこら辺の財源として本当に補助等々がなかったのか、その検討をしたのかどうなのか。検討したのであれば、その内容についてお聞きをしたいと思います。

○議長

再答弁を求めます。

みらい創生課長。

○みらい創生課長

それでは、お答えいたします。

繰り返しになりますが、一般財源を使わないということは非常に大事な視点なのかと考えております。今回の補正予算の要求に関しましても、今、総務省が出しております地域情報関連の施策集、あるいは、補助等々のメニューのほうを確認しましたところ、タブレットの自治体における導入というのは、今回の中では難しいのかなといった認識でございます。

そして、もう一つの一般財源で今、なぜすぐこれをしなければならないのかということでございますが、今回のタイミングで検証しませんでした、来年度の実証実験になってしまいます。すなわち、本格的な展開というのは再来年ということに、先延ばしになっていくという認識でおります。よりまして、少しでも早い施策の展開、あるいは、現状の確認、課題の確認をしていくためには、一般財源もやむなしという判断で今回、予算を計上させていただいていくところです。

以上です。

○議長

1 番、磯目泰彦君。

○1 番

早めの機器導入ということで答弁をいただきました。確かに機器導入というのを早くすれば早くするほど、確に対応は早くなります。しかし、デジタル業界の中では、機器を購入、完成すれば、その直後から陳腐化が始まるというふうに言われております。ましてや日進月歩のデジタル技術が、その老朽化ということについては、典型的な課題であるというふうにデジタル業界では認識をされております。この購入時期、そして、国の動向、こういったものを踏まえながら、単に急ぐのではなくて、無理に一般財源に頼らない取組ということをやはりもう少しお示しをしていただかなければ私はならないのではないかなと。ましてやDXの遅れということについてはこの損失、来年、再来年に導入したということであれば、その損失についても当然、計算に入っていることと思いますので、その点について課長の考えをお聞かせ願って、終わりたいと思います。

○議長

みらい創生課長。

○みらい創生課長

お答えいたします。

地域をいかに持続可能な形で未来につなげていくか。それがデジタル化の本筋だと認識し

ております。議員ご指摘のとおり、機械は日進月歩でございます。パソコン、タブレット、あらゆる技術も日進月歩でございます。ただ1つだけ変わらないものがございます。タブレット、機器はどんなに陳腐化していても、コミュニケーションというものは今後、デジタル化の中におきましては機器を通じてなければできていかない、構成できないということでございます。この点におきまして、いち早く機器を導入していくということが重要であるかと考えております。

以上です。（「終わります」の声あり）

○議長

ほかにございませんか。

3 番、伊藤 純君。

○3 番

それでは、1 点お願いします。

22ページ、商工費、委託料ですが、メディア事業業務委託料320万円減となっております。これは、私も勉強不足で申し訳ないんですが、農商工連携ブランディング、その下の事業委託料と関連性があるのかどうか。そしてまた、メディア事業業務委託したということで委託料が減になっていますけれども、これは何が原因、多分、不採択になったのではないかと考えられます。これは何が原因だったのか。委託業者に問題があったとかその辺、お聞きしたいと思って質問いたします。お願いします。

○議長

答弁を求めます。

地域振興課長。

○地域振興課長

それでは、3 番議員のご質問にお答えいたします。

まず、22ページの委託料のメディア事業業務委託料でございますが、こちらは歳入のほうで総務課長からも説明がございましたが、歳入の減ということで、福島県の観光力づくり支援事業補助金250万円というものが、こちらの事業が廃止になったということに伴いまして、財源を探してみたんんですが、こちらのメディア事業につきましては、まだ何も手はつけていないんですが、アフターコロナ、ポストコロナを見据えて、福島県、山形県、新潟県内のテレビ局で柳津町のCMを160本ほどやろうかなという計画であったんですが、いい財源が見つからないということで今回、一度減額させていただいたということでございます。

もう一つ、その下の農商工連携ブランディング事業でございますが、こちらは新しいほうでございまして、財源も歳入のほうでありましたとおり、総務省の外部アドバイザー制度というものが平成26年に創設されておりまして、特交措置、10分の10の事業でございます。そちらのほうが今回使えそうだということでございまして、赤べこのPR、もちろんPRの部分もありますが、あと農産物の磨き上げ等、こちらのほうも商工会さんと今、若手の農業者さんを中心に考えていきたいなと。そちらのほうの、たくさんいろんな方がアドバイザーとして登録されておりますが、特にその中で今、柳津町のほうで考えておりますのが、得意分野としまして地域産品の発掘とブランド化が得意な方でSNS等での発信が得意な方ということで今、選定しようかなという形で進めていきたいと思っております。

以上でございます。

○議長

3番、伊藤 純君。

○3番

ありがとうございました。

メディアをいろいろ活用して、柳津町をどんどん全国に知らしめていってほしいと思います。これは要望でございます。

終わります。

○議長

ほかにございませんか。

(「質疑なし」という声あり)

○議長

これで質疑を……(「議長、すみません」の声あり)

大変失礼申し上げます。

追加補足ということで、総務課長。

○総務課長

すみません。

先ほど岩渕議員からのご質問で、基金の状況でございますが、令和2年度末では8億2,800万円ほどの基金の残高となっております。今回、1,400万円の減額の見込みということで、補正後になりますと8億1,400万円ということでございます。

以上であります。

○議長

5 番、岩渕清幸君、了解されましたか。

○5 番

2 年度末で 8 億 2,800 万円、でも、2 億 2,400 万円を崩すという考えですよ。その計算、ちょっと今、そごがあったのかなという気はするんですけども、いかがですか。

○議長

少しお待ちください。

総務課長。

○総務課長

大変失礼しました。

令和元年度末で 7 億 7,500 万円ほどあったんですが、令和 3 年度の当初予算で 2 億 1,000 万円を見込んでいたんですが、そこに 1,400 万円プラスしまして 2 億 2,400 万円の取崩しということになりますので、トータルしますと 6 億 400 万円ほどの残高となります。

大変失礼しました。（「了解しました」の声あり）

○議長

では、これで質疑を終わります。

お諮りいたします。

議案第 6 4 号「令和 3 年度柳津町一般会計補正予算」を原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

（賛成者挙手）

○議長

賛成多数と認めます。

よって、本案は原案のとおり可決いたしました。

お諮りいたします。

議案第 6 5 号「令和 3 年度柳津町国民健康保険特別会計補正予算」を原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

（賛成者挙手）

○議長

全員賛成と認めます。

よって、本案は原案のとおり可決いたしました。

お諮りいたします。

議案第 6 6 号「令和 3 年度柳津町介護保険特別会計補正予算」を原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

(賛成者挙手)

○議長

賛成多数と認めます。

よって、本案は原案のとおり可決いたしました。

お諮りいたします。

議案第 6 7 号「令和 3 年度柳津町下水道事業特別会計補正予算」を原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

(賛成者挙手)

○議長

賛成多数と認めます。

よって、本案は原案のとおり可決いたしました。

お諮りいたします。

議案第 6 8 号「令和 3 年度柳津町林業集落排水事業特別会計補正予算」を原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

(賛成者挙手)

○議長

全員賛成と認めます。

よって、本案は原案のとおり可決いたしました。

◇ ◇ ◇

○議長

ここで休議をいたします。

再開は13時といたします。(午前 1 1 時 5 6 分)

○議長

議事を再開いたします。(午後 1 時 0 0 分)

◇ ◇ ◇

○議長

日程第 1 8、議案第 6 9 号「固定資産評価審査委員会委員の選任について」を議題といた

します。

提案者に提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（登壇）

議案第69号「固定資産評価審査委員会委員の選任について」提案理由を説明いたします。

本件は、杉藤宏信氏が令和3年6月30日をもって任期満了となることにより提案するものであります。

◇

◇

◇

○議長

ここで暫時休議いたします。（午後1時01分）

○議長

議事を再開します。（午後1時02分）

◇

◇

◇

○議長

説明を求めます。

町長。

○町長（登壇）

ただいまお手元にお配りいたしました、

住所、福島県河沼郡柳津町大字牧沢字居平666番地、氏名、天野 高、生年月日、昭和32年12月10日生まれの選任につき、地方税法第423条第3項の規定により議会の同意を求めるものであります。

よろしくお願いいたします。

○議長

お諮りいたします。

議案第69号「固定資産評価審査委員会委員の選任について」を原案のとおり同意することに賛成の方の挙手を求めます。

（賛成者挙手）

○議長

全員賛成と認めます。

よって、本案は原案のとおり同意することに決定しました。



○議長

日程第19、議案第70号「塵芥収集車の購入について」を議題といたします。

提案者に提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（登壇）

議案第70号「塵芥収集車の購入について」提案理由を説明いたします。

本案は、塵芥収集車の購入契約を締結したいので、地方自治法及び議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例の規定により、議会の議決を求めるものであります。

なお、詳細につきましては、町民課長より説明させますので、よろしくご審議をお願いいたします。

○議長

補足説明を求めます。

町民課長。

○町民課長（登壇）

それでは、議案第70号塵芥収集車の購入について補足してご説明いたします。

45ページになります。

塵芥収集車購入につき、下記のとおり購入契約を締結したいので、地方自治法第96条第1項第8号及び議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第3条の規定により議会の議決を求めるものでございます。

購入の対象は、塵芥収集車となります。

契約金額は、1,470万円で、契約の相手方につきましては、福島県河沼郡会津坂下町大字福原字長泥8番地 会津総合開発株式会社代表取締役荒川輪吉です。

契約の方法は、指名競争入札であります。

以上になります。よろしく申し上げます。

○議長

これより質疑を許します。

1番、磯目泰彦君。

○1番

それでは、1点、確認ということで、すみませんがよろしくお願いします。

現在、週2回の巡回ということで可燃物を収集しているわけでございます。1台は現行の車でやっているということでございますが、もう1台は、やはり以前、町民課で使っていた古い塵芥車で行っている状況であります。そういったことも加味しまして、今回、新しい塵芥車ということであれば、古くなった塵芥車についてどのような考えで処分をするのか、再度確認をしたいと思います。

○議長

答弁を求めます。

町民課長。

○町民課長

今回、更新しました後の現在の塵芥収集車につきましては、町内のほうのそういった方を優先にしまして払下げというようなことで、そのように考えてございます。なお、当初予算の段階で、そういったところでの売払収入というところでの計上もしておりますので、そういった考えで今後、進めていきたいと思います。

以上です。

○議長

1番、磯目泰彦君。

○1番

終わります。

○議長

ほかにございませんか。

(「質疑なし」という声あり)

○議長

これで質疑を終わります。

お諮りいたします。

議案第70号「塵芥収集車の購入について」を原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

(賛成者挙手)

○議長

賛成多数と認めます。

よって、本案は原案のとおり可決することに決定しました。



○議長

日程第20、議案第71号「除雪機械の購入について」を議題といたします。

提案者に提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（登壇）

議案第71号「除雪機械の購入について」提案理由を説明いたします。

本案は、除雪機械の購入契約を締結したいので、地方自治法及び議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例の規定により、議会の議決を求めるものであります。

なお、詳細につきましては、建設課長より説明させますので、よろしくご審議をお願いいたします。

○議長

補足説明を求めます。

建設課長。

○建設課長（登壇）

議案第71号について補足説明をさせていただきます。

46ページをご覧ください。

除雪機械の購入について補足説明をさせていただきます。

なお、本除雪機の購入につきましては、除雪路線の歩道除雪に対応しておりました車両の更新でございます。

除雪機械購入につきまして、下記のとおり購入契約を締結したいので、地方自治法第96条第1項第8号及び議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第3条の規定により議会の議決を求めるものでございます。

1、購入の対象 小型除雪車、1メートル幅級のものとございます。

2、契約金額 1,122万円

3、契約の相手方 福島県河沼郡会津坂下町大字牛川字砂田588番地 会津機械株式会社
代表取締役山内 宏

4、契約の方法 指名競争入札です。

以上で議案第71号の補足説明を終わらせていただきます。

○議長

これより質疑を許します。

1 番、磯目泰彦君。

○1 番

これについても古い機械についての処分、そういったところの考えをお聞きしたいと思います。

○議長

答弁を求めます。

建設課長。

○建設課長

お答えいたします。

町といたしまして最も有効な処分方法で対応してまいりたいと考えております。

以上です。

○議長

1 番、磯目泰彦君。

○1 番

有効な処分ということでちょっと捉えづらいので、具体的な処分の方法をお聞かせ願います。

○議長

建設課長。

○建設課長

庁舎内で統一したそういった処分方法、または、特殊車両ということで下取りを行っていただくとかという方法があるかと思います。この車両の特性も考えながら、これから最も有効な処分方法ということで対応してまいりたいと考えております。

以上です。

○議長

1 番、磯目泰彦君。

○1 番

塵芥車につきましては、町内優先ということでご答弁をいただきました。

私が考えますには、やはり塵芥車についても今回の歩道のロータリーにしても、やはり特

殊な機械であると。台数的にも非常にそんなに出回っているような品物ではないということも考えて、下取りという観点も確かにこれはあるとは思いますが、やはり使いたいという方も多分にいらっしゃるかと思います。前回にも大型ドーザをそういった形で民間に払下げということも事実としてあったわけですね。町内の方が今、お使いになっているわけですから。やはり広く柳津町内で、もし公募して1円でも高ければそちらのほうに売却をするというのが、町としては一番有利な方法ではないかなというふうに思いますので、ぜひともその点、考慮していただいて、建設課長、最後にお答えをお願いします。

○議長

建設課長。

○建設課長

今のおただしの件につきまして、貴重なご意見としておあずかりし、これから町にとって最も有効な対処方法でということで意見を頂戴し考慮してまいりたいと思います。

以上です。（「終わります」の声あり）

○議長

ほかにございませんか。

（「質疑なし」という声あり）

○議長

これで質疑を終わります。

お諮りいたします。

議案第71号「除雪機械の購入について」を原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

（賛成者挙手）

○議長

全員賛成と認めます。

よって、本案は原案のとおり可決することに決定しました。

◇

◇

◇

○議長

日程第21、議案第72号「スクールバスの購入について」を議題といたします。

提案者に提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（登壇）

議案第72号「スクールバスの購入について」提案理由を説明いたします。

本案は、スクールバスの購入契約を締結したいので、地方自治法及び議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例の規定により、議会の議決を求めるものであります。

なお、詳細につきましては、教育課長より説明させますので、よろしくご審議をお願いいたします。

○議長

補足説明を求めます。

教育課長。

○教育課長（登壇）

議案第72号スクールバスの購入について補足して説明を申し上げます。

47ページをご覧ください。

本スクールバスの購入は、軽井沢線のバスであります。本路線は、公共交通機関としての会津乗合バス運行路線外であるために、柳津町の町民バスといたしましては、スクールバス機能と一般住民利用機能とを兼ね備えた形での運行を行っております。

購入路線の現有バスは、平成24年12月に購入し、購入後、およそ9年を経過いたしますが、6月1日現在で走行距離は約34万5,000キロ、また、経年劣化により年々修繕費がかさむ傾向となっており、さらに、スクールバスとして安全性が担保できない状況となりつつあることから、車両を更新し、遠距離通学児童生徒の通学条件の緩和を図っていくものであります。

スクールバス購入につきましては、下記のとおり購入契約を締結したいので、地方自治法第96条第1項第8号及び議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第3条の規定により議会の議決を求めるものであります。

1、購入の対象 スクールバス（29人乗り）でございます。

2、契約金額 1,030万4,550円

3、契約の相手方 福島県会津若松市インター西16 三菱ふそうトラック・バス株式会社
東北ふそう会津支店支店長佐藤正裕

4、契約の方法 指名競争入札

以上で議案第72号の補足説明を終わらせていただきます。よろしくお願いいたします。

○議長

これより質疑を許します。

(「質疑なし」という声あり)

○議長

これで質疑を終わります。

お諮りいたします。

議案第72号「スクールバスの購入について」を原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

(賛成者挙手)

○議長

全員賛成と認めます。

よって、本案は原案のとおり可決することに決定しました。

◇

◇

◇

○議長

日程第22、報告第2号「令和2年度柳津町繰越明許費繰越計算書の報告について」を議題といたします。

報告を求めます。

町長。

○町長（登壇）

報告第2号「令和2年度柳津町繰越明許費繰越計算書の報告について」報告をいたします。

本報告は、地方自治法及び同施行令の規定により報告をするものであります。

なお、詳細につきましては、総務課長より説明させますので、よろしくお願いをいたします。

○議長

補足して説明を求めます。

総務課長。

○総務課長（登壇）

報告第2号令和2年度柳津町繰越明許費繰越計算書の報告について補足してご説明申し上げます。

49ページをお開きください。

令和２年度柳津町一般会計繰越明許費繰越計算書であります。

50ページをお願いいたします。

合計の欄であります、17件で３億7,672万1,000円とありますが、これにつきましては、3月議会で繰越明許費としまして議決をいただきました15件、３億5,052万4,000円と3月31日で専決をさせていただきました2件、2,619万7,000円の合計で17件、３億7,672万1,000円となったところでございます。なお、翌年度繰越額についても同額となっております。

次に、令和２年度柳津町簡易水道事業特別会計繰越明許費繰越計算書でございます。

51ページをお願いいたします。

合計の欄でございますが、3月議会で繰越明許費としまして議決をいただいた総額が1件、金額で954万7,000円でありましたが、3月31日付で専決をさせていただきました柳津第一水源の防護柵の修繕工事に要する経費141万9,000円を合計しまして、1,096万6,000円となったところであります。なお、翌年度繰越額についても同額となっております。

以上で説明を終わらせていただきます。

○議長

これをもって報告を終わります。

◇

◇

◇

○議長

日程第23、議員提出議案第2号「東京電力福島第一原子力発電所におけるALPS処理水の海洋放出決定について正確な情報発信と慎重且つ柔軟な対応を求める意見書の提出について」を議題といたします。

提案者に趣旨説明を求めます。

3番、伊藤 純君。

○3番

議員提出議案第2号「東京電力福島第一原子力発電所におけるALPS処理水の海洋放出決定について正確な情報発信と慎重且つ柔軟な対応を求める意見書」の提出について趣旨説明をいたします。

本案は、トリチウムなどを含むALPS処理水の海洋放出の措置について、福島県産の農畜産物などの安全性の確保や風評被害が懸念されており、今後、海洋放出についての十分な説明と国内外への正確な情報発信、風評被害対策の具体策の提示や対応などについて、慎重かつ柔軟に対処するよう、柳津町議会として強く要望し意見書を提出するものです。

なお、この意見書は、内閣総理大臣、農林水産大臣、経済産業大臣、環境大臣、復興大臣に提出するものであります。

以上です。

○議長

お諮りいたします。

議員提出議案第2号「東京電力福島第一原子力発電所におけるALPS処理水の海洋放出決定について正確な情報発信と慎重且つ柔軟な対応を求める意見書の提出について」は、ただいまの説明のとおりですので、質疑を省略し、原案のとおり決定したいと思います。賛成の方の挙手を求めます。

(賛成者挙手)

○議長

全員賛成と認めます。

よって、本案は原案のとおり可決いたしました。

◇

◇

◇

○議長

日程第24、議員提出議案第3号「森林環境譲与税の按分率の基準を見直すよう求める意見書の提出について」を議題といたします。

提案者に趣旨説明を求めます。

3番、伊藤 純君。

○3番

議員提出議案第3号「森林環境譲与税の按分率の基準を見直すよう求める意見書」の提出について趣旨説明をいたします。

本案は、令和元年度より市町村及び都道府県へ配分されております森林環境譲与税の按分率について、現在の譲与の基準では大都市と地方との間で配分額に著しく差が生じる結果となっているため、森林環境譲与税の譲与基準に新たに温室効果ガスの削減効果を追加するとともに、私有林人工林面積及び林業就業者数について按分率の基準を見直すよう、柳津町議会として強く要望し意見書を提出するものです。

なお、この意見書は、衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、財務大臣、農林水産大臣に提出するものであります。

以上です。

○議長

お諮りいたします。

議員提出議案第3号「森林環境譲与税の按分率の基準を見直すよう求める意見書の提出について」は、ただいまの説明のとおりですので、質疑を省略し、原案のとおり決定したいと思います。賛成の方の挙手を求めます。

(賛成者挙手)

○議長

全員賛成と認めます。

よって、本案は原案のとおり可決いたしました。

◇

◇

◇

○議長

次に、本日の議事日程に追加される議案があります。

お諮りいたします。

本日の議事日程に、追加日程第1、議案第73号「工事請負契約の締結について」、追加日程第2、報告第3号「専決処分の報告について」、追加日程第3、報告第4号「専決処分の報告について」、追加日程第4、議員提出議案第4号「国の『被災児童生徒就学支援等事業』の継続と、被災児童生徒の十分な就学支援を求める意見書の提出を求める陳情について」を追加し、議題にしたいと思いますが、賛成の方の挙手を求めます。

(賛成者挙手)

○議長

賛成多数と認めます。

よって、お手元にお配りのとおり日程を追加し、議題とすることに決定しました。

◇

◇

◇

○議長

追加日程第1、議案第73号「工事請負契約の締結について」を議題といたします。

提案者に提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（登壇）

議案第73号「工事請負契約の締結について」提案理由を説明いたします。

本案は、無散水消雪配管工事請負契約の締結について、地方自治法及び議会の議決に付す

べき契約及び財産の取得又は処分に関する条例の規定により、議会の議決を求めるものであります。

なお、詳細につきましては、建設課長より説明させますので、よろしくご審議をお願いいたします。

○議長

補足説明を求めます。

建設課長。

○建設課長（登壇）

議案第73号について補足説明をさせていただきます。

1 ページをご覧ください。

本工事につきましては、町道竜蔵庵上村線の消雪用散水施設、これは平成4年に稼働が始まったところですが、その消雪の施設の老朽化に伴って機能不全となっていますから、冬期間の交通に多大な支障があり、国道入り口から会津柳津学園中学校裏の坂道終わりまで施工区間として、縦断で約160メートルを無散水による消雪設備の工事として行うものでございます。

無散水消雪配管工事につきましては、下記のとおり請負契約を締結したいので、地方自治法第96条第1項第5号及び議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定により議会の議決を求めるものでございます。

1、契約の対象 無散水消雪配管工事

2、契約金額 5,500万円

3、契約の相手方 山形県山形市大字松原777番地 日本地下水開発株式会社代表取締役
桂木宣均

4、契約の方法 指名競争入札です。

以上で議案第73号の補足説明を終わらせていただきます。

○議長

これより質疑を許します。

（「質疑なし」という声あり）

○議長

これで質疑を終わります。

お諮りいたします。

議案第73号「工事請負契約の締結について」を原案のとおり決定することに賛成の方の
挙手を求めます。

(賛成者挙手)

○議長

全員賛成と認めます。

よって、本案は原案のとおり可決することに決定しました。

◇

◇

◇

○議長

追加日程第2、報告第3号「専決処分の報告について」を議題といたします。

報告を求めます。

町長。

○町長（登壇）

報告第3号「専決処分の報告について」ご説明いたします。

本報告は、令和3年2月4日、柳津町大字小椿字村中甲地内において発生した事故について、3月19日に相手方と和解したため、地方自治法第180条第1項の規定により報告するものであります。

なお、詳細につきましては、建設課長より説明させますので、よろしくお願いをいたします。

○議長

補足説明を求めます。

建設課長。

○建設課長（登壇）

報告第3号専決処分の報告について補足説明をさせていただきます。

3ページをご覧ください。

専決第13号損害賠償の額の決定及び和解についてです。

地方自治法第180条第1項の規定により、下記のとおり損害賠償の額を決定し、和解いたしました。

1、損害賠償及び和解の相手方 住所 福島県河沼郡柳津町大字小椿字村中甲757番地

氏名 新井田明義

2、事故の概要 令和3年2月4日、福島県河沼郡柳津町大字小椿字村中甲地内で除雪作

業を行っていた際、除雪車が相手方自宅と道路との境界ブロックに接触し、境界ブロックを破損したものでございます。

3、町の損害賠償額 6万7,100円

4、和解の内容 町は、相手側に損害賠償額を支払うものとし、一切の債権債務関係がないことを確認いたしました。

令和3年3月19日

柳津町長 小林 功

以上で報告とさせていただきます。

○議長

これをもって報告を終わります。

◇

◇

◇

○議長

追加日程第3、報告第4号「専決処分の報告について」を議題といたします。

報告を求めます。

町長。

○町長（登壇）

報告第4号「専決処分の報告について」ご説明いたします。

本報告は、令和2年12月19日、柳津町大字藤字胡桃清水地内において発生した事故について、3月30日に相手方と和解をしたため、地方自治法第180条第1項の規定により報告するものであります。

なお、詳細につきましては、建設課長より説明させますので、よろしく願いをいたします。

○議長

補足説明を求めます。

建設課長。

○建設課長（登壇）

報告第4号専決処分の報告について補足説明させていただきます。

5ページをご覧ください。

専決第14号損害賠償の額の決定及び和解についてです。

地方自治法第180条第1項の規定により、下記のとおり損害賠償の額を決定し、和解いた

しました。

1、損害賠償及び和解の相手方 住所 福島県河沼郡柳津町大字藤字舟渡2197番地

氏名 長谷川憲一

2、事故の概要 令和2年12月19日、福島県河沼郡柳津町大字藤字胡桃清水地内で除雪作業を行っていた際、除雪車が小屋の屋根に接触して屋根を破損したものです。

3、町の損害賠償額 23万6,500円

4、和解の内容 町は、相手側に損害賠償額を支払うものとし、一切の債権債務関係がないことを確認いたしました。

令和3年3月30日

柳津町長 小林 功

以上で報告とさせていただきます。

○議長

これをもって報告を終わります。

◇

◇

◇

○議長

追加日程第4、議員提出議案第4号「国の『被災児童生徒就学支援等事業』の継続と、被災児童生徒の十分な就学支援を求める意見書の提出を求める陳情について」を議題といたします。

お諮りいたします。

議員提出議案第4号「国の『被災児童生徒就学支援等事業』の継続と、被災児童生徒の十分な就学支援を求める意見書の提出を求める陳情について」は、内容を具備しており、先ほど総務文教常任委員長より採択の報告がありますので、説明及び質疑を省略し、原案のとおり決定したいと思いますが、賛成の方の挙手を求めます。

(賛成者挙手)

○議長

賛成多数と認めます。

よって、本案は原案のとおり可決することに決定しました。

◇

◇

◇

◎閉会の議決

○議長

以上をもって本定例会の議事日程は全て終了いたしました。

お諮りいたします。

これをもって閉会としたいと思いますが、賛成の方の挙手を求めます。

(賛成者挙手)

○議長

全員賛成と認めます。

よって、令和３年第２回柳津町議会定例会を閉会といたします。

長時間に及ぶ審議、誠にご苦労さまでございました。(午後１時４０分)

会議の経過を記載し、その相違ないことを証するため、ここに署名する。

柳津町議会 議長 伊 藤 昭 一

同 議員 岩 渕 清 幸

同 議員 松 村 亮

同 議員 田 崎 信 二